第七次遠野市高齢者福祉計画 第7期遠野市介護保険事業計画

遠野ハートフルプラシ 2018

平成30(2018)年度~32(2020)年度



はじめに

本計画の策定にあたって、平成28(2016)年度に実施した各種ニーズ調査、実態調査へご協力いただいた多くの市民の皆様、計画の策定にご尽力いただいた計画策定委員、ワーキンググループの皆様には、改めてそのご協力に深く感謝を申し上げます。

本計画は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えて策定した内容となっています。要支援・要介護認定者の生活を支える仕組みをよりよいものにするため、市民の皆様との協働により、いつまでも住みなれた地域で生活ができる社会を目指します。(遠野市長 本田 敏秋)

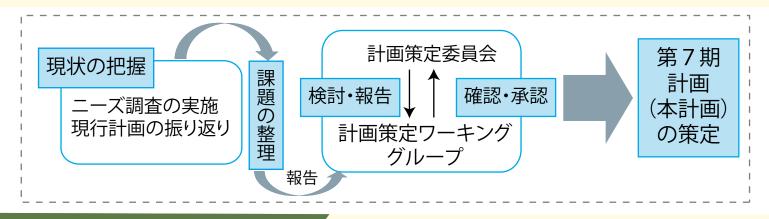
計画策定について

平成12 (2000) 年に介護保険が始まり、18年が経過しました。この間、高齢化の進展による要支援・要介護認定者の増加、それに伴う介護給付費の増加や介護保険料の高騰、介護保険サービスの提供体制の維持、認知症への対応、医療と介護の連携など、多種多様な課題が出てきています。

本計画の策定にあたり、本市の状況を把握するため平成27 (2015) 年度から平成29 (2017) 年度を計画期間とする『遠野ハートフルプラン2015』の実施状況を確認・評価するとともに、高齢者の生活実態や介護従事者の現状等を把握するためにニーズ調査を実施しました。また、当事者や専門的な見地から幅広い視点での協議を行うため、「計画策定委員会」を開催するとともに、「計画策定ワーキンググループ」を設置し、地域課題の抽出や課題に対応した具体的方策を検討し、検討内容を計画策定委員会に報告しました。

これらの検討結果を踏まえ、本計画は「重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続ける」ことができるよう、本市がめざすべき高齢者福祉の基本的な方針を定め、具体的に取り組むべき施策を明らかにすることを目的に策定しました。

なお、本計画は、平成30 (2018) 年度から平成32 (2020) 年度までの3年間を1期とする計画です。



高齢者を取り巻く状況

🚶 人口の推移

総人口は各年で減少し平成29(2017)年は27,884人、平成32(2020)年には26,712人と平成29(2017)年よりも約1,200人減少すると予測されています。



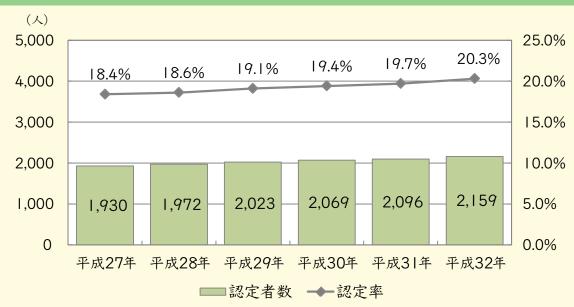
資料:平成27~29年は住民基本台帳(各年9月末現在)、 平成30~32年は推計人口

1

要支援・要介護認定者の推移

要支援・要介護認定者数および認定率は各年で増加し、平成32(2020)年には2,159人、認定率(※)は20.3%になると予測されています。

※要支援·要介護認定率とは、要支援·要介護認定を受けている方の人数を第 | 号被保険者の数(65歳以上の被保険者数)で割った値です。



資料:平成27~29年は介護保険事業状況報告(各年9月30日現在)、平成30~32年までは推計値



基本理念

4つの基本理念

- 井に生きるため、自立と参加を めざして
- 2 共に生きるため、個人の尊厳と 人間性の尊重をめざして
- 3 共に生きるため、理解と共同の 輪の広がりをめざして
- 4 共に生きるため、新しい遠野福 祉文化の創造をめざして

第6期計画は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題を見据えて、 地域包括ケアシステムを段階的に構築するための「地域包括ケア計画」のスタートとなる計画でした。

本計画では、地域包括ケアシステムを構築する次のステップとして、第6期計画の施策をさらに充実・展開し、地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが求められます。

そのため、本計画の基本理念は、第6期計画の4つ基本理念を継承するとともに、その上で目指すべきまちの姿を掲げます。

計画目標

基本理念の実現に向け、以下の6つの基本目標を設定し取り組みを推進します。

基本目標1 健康づくり・ 介護予防の 総合的な推進

元気な高齢社会を確立してくためには、高齢者が身近な地域の中での生きがいや自らの経験・知識を生かして社会参加していく地域づく

り、健康増進・介護予防・重度化防止など予防を重視した取り組みが必要です。

高齢者の生活の質の向上に向けて、日頃からの健康づくり・介護予防、多様な活動や居場所の提供、ボランティア活動の促進等に向けて、地域資源の把握や関係機関等との連携を図り、高齢者が元気に暮らせるよう支援していきます。

◆施策

- ・多様な健康づくりの推進
- ・介護予防の総合的な推進
- ・生きがいづくりや社会参 加の推進



^{基本目標 2} 介護・福祉 サービスの充実

高齢者が住み慣れた 地域で安心して暮らし 続けられるように、身近 な相談窓口の充実や周 知、在宅生活を支える サービスについての情

報提供や利便性の向上が必要です。

地域の相談支援体制の機能強化を図るととも に、地域住民のニーズを把握し、多様な主体との 連携によって、高齢者や介護をする家族を地域 の中で見守り・支える仕組みづくりを進めます。

また、今後増加が見込まれる認知症高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で尊厳をもって暮らし続けられるように認知症の正しい知識の普及啓発、認知症の人やその家族を地域で支える体制の強化を図ります。

◆施策

- ・相談・支援体制の強化
- ・在宅生活の支援
- ·認知症施策の総合的な 推進
- ・介護に取り組む家族等 への支援の充実



基本目標3 在宅医療と 介護の 連携強化

医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者の増加により、医療・介護の連携による支援体制を構築していくことが必要です。

医療機関からの退院支援や日常の在宅療 養の支援、急変時の対応、看取りなど、様々な 状態へ迅速に対応することが望まれます。

高齢者が住み慣れた地域で、できる限り在宅生活が継続できるよう、医療・介護が連携・協力した情報共有の仕組みづくりや支援体制づくりを推進します。

◆施策

・地域の医療・介護連携の 推進



基本目標4 地域における 支えあい活動 の推進

ひとり暮らし高齢者 や高齢者のみ世帯の 増加に加え、認知症状 のある人が年々増加 する中、孤立死、振り 込め詐欺等の消費者

被害、地震等の自然災害から高齢者を守るためには、地域で支えあう仕組みづくりを更に進める必要があります。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、必要な支援の情報を的確に入手し利用できる工夫や、地域における支えあいが進むように担い手の確保を進めていきます。

◆施策

- ・支えあい活動の推進
- ・高齢者見守り施策の推進
- ・権利擁護の推進



基本目標 5 安心できる 居住の場の 確保 高齢者の住まい方 が多様化する中、住宅 施策と連携した居住環 境づくりが必要です。

高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、ニーズに応じた

多様な住まい方の確保を推進します。

◆施策

・安心できる住まいの確保



基本目標6 介護保険 制度の 円滑な運営と 質の向上

介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、その人の状態や生活環境などに応じたサービスの提供を進めていくこ

とが重要です。また、サービスの量的確保と介護人材の育成などの質的確保といった両面から総合的に整備を図る必要があります。

介護や支援が必要になっても、適切な介護 サービスを受けられるよう、介護保険事業の安 定的運営と円滑なサービス提供に努めます。

◆施策

- 介護保険事業の適正な運営
- ・福祉・介護サービスの質の向上
- ・福祉・介護人材確保及び 育成



重点的に取り組む事項

計画策定ワーキンググループで議論された内容を基に、本計画期間中に重点的に推進する施策を重点施策として掲げます。

重点施策1

住民主体の通いの場づくり

介護予防は、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要です。

本計画期間中に、行政が介護予防教室等を企画し参加者を募る行政 主導型から、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、 住民運営の通いの場をつくり、人と人とのつながりを通じて、参加者や 通いの場が継続できる仕組みづくりを進めます。

[主な取組内容]

- ①先進的に通いの場を運営しているグループ等との意見交換会を開催
- ②新たに通いの場づくりを進めようとしているグループへの支援
- ③新たに通いの場をつくれるような普及啓発活動の実施
- ④活動の継続支援(活動メニュー紹介、講師派遣、効果測定等)

介護人材不足への対応

介護の現場の人材不足は全国的な課題となっていますが、本市においても平成29 (2017)年度に人材不足等を理由にグループホームを運営している事業所が撤退しまし

た。また、施設待機者も存在し、その中にはできるだけ早い時期での入所を希望する高齢者も一定程度いますが、施設整備に伴う人材を確保することができるか、また既存の施設も職員を確保し、定員を維持していけるかという課題があります。

そこで、本計画期間中においては、子育て世代やシニア世代を新たなター ゲットと捉え、これらの人たちが介護の職場で活躍し働き続けられるように、 働きやすい環境の整備に向けた取り組みを行います。



「主な取組内容]

- ①関係各課と連携して土日祝日の保育等への支援施策についての検討
- ②事業所と連携してシニア世代などが働きやすい仕事内容の検討
- ③シニア世代に向けた介護の職場に関する情報収集と情報発信

重点施策3

生活ニーズに応じたサービス提供までの体制づくり

地域包括ケアシステムにおいては、介護保険サービスや在宅医療はもとより、介護保険 外のサービスや、地域の特性に応じた様々な主体による生活支援サービス等が、自助・互 助・共助・公助の適切な組み合わせにより提供されることが重要です。

一方、本市においては、生活支援サービスを担うボランティアの養成が十分でないとともに、高齢者ニーズ(例えば、ゴミ出し支援・通院、買い物のための外出支援・食事の確保、見守り支援等)とボランティアやサービスとのマッチングをし、支援が必要な高齢者に必要なサービスを届けるための体制整備が求められています。

このため、本計画期間中においては、高齢者のニーズをサービスの創出や提供につなげていく仕組みづくりを行うとともに、生活支援ボランティアの人材育成など、実際に生活支援サービスを提供できるように努めます。



[主な取組内容]

- ①協議体を設置し、協議体において地域課題の問題提起と課題解決策 の提案
- ②地域ケア推進会議を活用し、地域資源の開発に関する企画・立案
- ③地域の担い手による生活支援サービス提供のための支援

介護保険サービスの整備

第7期介護保険事業計画期間である平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの基盤整備については、以下を目標とします。

地域密着型サービスの基盤整備

住み慣れた地域で生活するために、医療、介護の両面で在宅生活を支える「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の整備を進めます。



介護保険料の改定

第7期計画の調整交付金の見込み等から、平成30(2018)年度から32(2020)年度までの3年間の第1号被保険者の基準月額保険料は5,425円となります。

所得段階	対 象 者	負担 割合	月額保険料	年額保険料
第 段階	老齢福祉年金受給者で世代全員が市民税非課税の方、 生活保護受給者、市民税世帯非課税で本人の年金収 入と合計所得金額が80万円以下の方	0.45	2,433円	29,200円
第2段階	市民税世帯非課税で本人の年金収入と合計所得 金額が120万円以下で第1段階に該当しない方	0.75	4,066円	48,800円
第3段階	市民税世帯非課税で第 段階及び第 2 段階 に該当しない方	0.75	4,066円	48,800円
第4段階	市民税本人非課税で本人の年金収入と合計所得金額が80万円以下の方	0.90	4,875円	58,500円
第5段階	市民税本人非課税の方で第4段階に該当しない方	1.00	5,425円	65,100円
第6段階	市民税本人課税で合計所得金額が120万円 未満の方	1.20	6,508円	78,100円
第7段階	市民税本人課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.30	7,050円	84,600円
第8段階	市民税本人課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	8,133円	97,600円
第9段階	市民税本人課税で合計所得金額が300万円以上の方	1.70	9,216円	110,600円

第七次遠野市高齢者福祉計画第7期遠野市介護保険事業計画 ~ 遠野ハートフルプラン 2018 ~

発行日 平成30年3月

発 行 遠野市

編集・遠野健康福祉の里・長寿課

〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩字薬研淵4-1

TEL:0198-62-5111 FAX:0198-62-1599